

## 産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、地域住民の産業廃棄物処理施設に対する不安を解消し、また、産業廃棄物処理に関する適切な理解の促進を目的として、県内の産業廃棄物処分業者等が実施する地域住民とのコミュニケーション形成を支援するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「産業廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物の処理施設をいう。

2 この要綱において「産業廃棄物処分業者等」とは、県内において、産業廃棄物処理施設を設置し、法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可若しくは法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可を有する者、又は、社団法人福島県産業廃棄物協会をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金は、産業廃棄物処分業者等が行う別表第1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費で必要かつ相当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）を対象とし、補助額は、別表第2により知事が定める額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 産業廃棄物処分業者等は、前項の補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号その他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつては、見積書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%以内の増減とする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業補助金概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときには、速やかに産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業完了報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 成果報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 事業の経費に係る領収書又は支払を証する書類の写し
- (4) 補助事業の実施内容が分かる写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の報告を行うにあたり、仕入控除税額が明らかな場合には、これを減

額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項の報告後に仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（様式第6号）により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、確定した仕入控除税額に相当する補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、産業廃棄物地域コミュニケーション形成支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
  - 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
  - 4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、財産管理台帳（第8号様式）を備え管理し、第12条に定める報告書に添付しなければならない。
  - 5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（書類の提出部数）

第15条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本副本各1部とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

別表第1

補助事業及び補助対象経費

事業区分	補助対象経費
<p>1 産業廃棄物処理施設に対する県民、地域住民の不安の払拭または理解の促進に資する事業</p> <p>2 産業廃棄物処理施設に関する情報等を県民、地域住民に公開・広報する事業</p> <p>3 産業廃棄物処理施設に対する県民、地域住民の理解を通じ、環境保全への意識啓発に資する事業</p> <p>4 その他、産業廃棄物に係る地域コミュニケーション形成に資する事業</p>	<p>左の事業を実施するために必要な事業費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、修繕費、使用料・賃借料、雑役務費及び委託料等）並びにその他必要な経費で知事が承認した経費</p>

- 注1 営利を目的とした事業や事業者等の営業活動との区分が不明確な事業は対象としない。
- 2 事業者等の人件費及び事業実施に伴う飲食経費は対象としない。
- 3 消費税及び地方消費税仕入控除税額は補助対象としない。

別表第2

補助額

補助率	当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に1/2を乗じて得た額以内とする。
補助限度額	250万円